

## 伊丹市いじめ防止等対策審議会第2回会議録

1 日 時 平成26年7月11日(金)10:00~12:00

2 場 所 伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室

### 3 出席者【委員】

新井 肇 会長  
佐藤幸宏 副会長  
生安 衛 委員  
大澤欣也 委員  
太田洋子 委員  
岡野英雄 委員  
木村佳恵 委員  
鈴木隆一 委員  
田中孝治 委員  
林 俊道 委員  
原田智恵子 委員  
山本雄二 委員  
吉田まゆみ 委員

### 【教育委員会】

川畑 徹朗 委員

### 【教育委員会事務局】

木下 誠 教育長  
谷澤伸二 管理部長  
升井竜雄 管理部職員課長  
後藤猛虎 学校教育部総合教育センター所長  
村上順一 学校教育部副参事  
花光潤一 学校教育部教育企画課長  
大村寿一 学校教育部学事課長  
早崎 潤 学校教育部保健体育課長  
松山和久 人権教育室主幹  
吉岡督典 総務部総務課長  
(以下、学校教育部学校指導課)  
春名課長 森口副主幹 廣重主査 前田主査 永嶺主査 八東主査 矢田主査  
遠藤主査 林田主査 盛田合理的配慮協力員 桑原事務吏員

4 欠席者 石井慎一郎 委員 庄野隆二 委員 仲野由季子 委員 宮北涼子 委員

5 傍聴者 5名傍聴  
(午前10時 開会)

6 議 事 (1)挨拶

また、会長から会議録の記載方法について「伊丹市審議会等の会議に関する指針」第5条に基づき、署名委員に生安委員、太田委員をとの提案があり、全委員これを了承。

審議の前に会長から傍聴定員について「伊丹市いじめ防止等対策審議会傍聴要領」第2条に基づき、開催場所の定員等を勘案し、本審議会の傍聴定員を決定することの提案があり、全委員これを了承。

## 7 審議内容

新井会長 ▶ 前回第1回では、伊丹市いじめ防止等対策のための基本的な方針について、策定の経緯、内容について事務局から説明があり、委員から理解をしていただけたと思っている。そして今回から、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の内容、それから具体的に市としてのいじめ防止への取組をどう進めていくかという具体的な内容について審議をしていく。まず審議を始めていくにあたり、前回の整理等も含めて事務局のほうから少し提案をいただきたい。

春名学校指導課長 ▶ 以下の7点に論点を整理し、事務局より説明。

- いじめ防止等対策審議会の機能について
- 保護者への支援等について
- 地域との連携について
- 特別支援教育の取組について
- 加害児童生徒への指導の鑑定について
- インターネットを介したいじめへの対応について
- 学校基本方針について

▶ 保護者への支援等について、地域との連携についての2点について、事務局より審議依頼。

会長 ▶ 事務局から審議を進めるにあたって提案があった。論点を7つにまとめていただき、いじめ防止は学校が主体となって取り組む問題であり、そしてインターネットについてはいじめ防止のための重要な構成であるという意見が出ている。前回も非常に意見の多かった、保護者への支援の在り方を、どのようにいじめ防止という観点から考えていったらよいのかということ。それから、地域との連携、社会総がかりでいじめ防止に取り組むということで、学校、地域社会とどう連携していくのかという2点をまずは重点的に審議を進めていきたい。

▶ まず、保護者への支援等について、審議を進めていきたい。生徒指導上の問題があり、その解決に向けて、子どもたちは、どのような状況の中で生きているのか、家庭の状況とか、社会環境、この影響が非常に大きい。社会環境に働きかけていくスクールソーシャルワーカー（以後SSW）の活用が有効であると意見が出ていた。

▶ ここで、本会議の委員である木村委員から、SSWについて、資料を基に説明をしていただき、内容を把握した上で、審議に入っていきたい。

木村委員 ▶ 教育現場の中に福祉の視点をとり入れるという視点で活動している。活動のベースになっているのは、子どもの最善の利益を追求すること。例えばいじめやネグレクトで不登校になった子どもが、学校にいけなくなった、勉強できなくなった、友達と遊べなくなったとなると教育権の保障が大事になってくる。その子が将来どう生きていくのか、家族を含めての自立支援という視点も持っている。その際に本人が抱えている環境（学校、家庭、地域）に焦点を当て、その改善を目指して関係機関等のネットワークを活用しながら、環境の改善を図っている。その環境には、福祉の言葉では「社会資源」と言うのだが、何も、こども家庭センターや市の福祉課、警察という関係機関だけではなく、学校の先生も社会資源になる。そういう機関・人材を使いながら、その子のためにどのような支援ができるかを考えて連携を図っている。見るポイントとして、福祉のほうで生活の視点を大事にしている。持ち物であったり、上靴が小さくなってないかとか、服装がどうなっているかという点も着目している。学校の先生と放課後にケース会議を行っている。ケース会議で重要になるのが、アセスメントとプランニングである。表面的なところを捉えるのではなく、その子の背景にあるもの、何故そうなっているのかということに着目している。背景を見るには、情報がとても大切で、子どもの情報をよく知っている先生から情報を収集している。関係機関からも情報収集して、あらゆる面からその子どもや家庭を見て、表面的ではなく、立体的にとらえていく。その中で、対象の子どもがどういう生い立ちで、どういう今があってというストーリーを描いていくところが大切かと思う。アセスメントを丁寧にすることでプランニングができる。スモールステップで目標を設定し、先生と一緒に何をしようかということを考えている。今年度から幼稚園も対象としたが、やはり幼少期から対応していくことが必要である。小さいうちから保護者や子どもを見ていくことが大事だと感じている。

原田委員 ▶ こういう大切な仕事を何名くらいでしているのか。

木村委員 ▶ 現在1名で、私1人で伊丹市全体を回っている。

林委員 ▶ スクールカウンセラー（以後SC）とSSWの違いは何か。

木村委員 ▶ SSWの私は社会福祉士の資格をもっている。SCは心に焦点を当て、面談やカウンセリングをするが、SSWは、環境に焦点をあて、次の見立てを考えるために面談も情報収集もする。心に焦点を当てて面談しているというより、現実的な話を進めていくための面談をしている。ただ、環境に働きかけるので、面談、直接支援もするが、間接支援を大事にしながら、学校の先生と日々ケース会議等をして協力していくことが大事だと感じる。

鈴木委員 ▶ SCイコール臨床心理士、だから心のケアというようなわけにはいかない。やはり子どもの問題背景には環境的な面が大変大きい。例えば純粋に心理的要因で不登校になることは最近稀である。複合的になって、環境問題、人間関係等が絡み、心理的な問題ももちながら心理的なサポートよりも生活のサポートが必要だという観点で長くSCをやっていた。臨床心理士であろうが、社会福祉士であろうが重なる部分はある。福祉の方との連携や、福祉の方のサービスを受けることを母親に教えたりする、そういう意味で重なりがある。

岡野委員 ▶ 学校の中で、授業と授業の間に10分くらいの休み時間があると思うが、そういう切れ目に焦点を当てて調査されたことはあるか。

木村委員 ▶ もちろん休み時間の子ども様子も大事なので、保健室や教室、運動場で遊んでいる子どもの様子を見ている。

副会長 ▶ 授業と授業の間は10分間あるが、生徒にとっては休憩時間、その間に教員が子どもの様子を見て、見つけた課題について、SSWやSCにすぐに伝えられるというのは、非常にありがたい。

▶ SCから見る内面的なものに関する見立て、その子の環境に対してどうしていくかというプランをSSWから指示をいただけるというのは、教員にとってありがたい。

▶ 先ほどの話にあったが、教師も社会資源であるというこの言葉、すごくよいと実感している。教員自身も、会話、会議の中で出たアドバイスを踏まえて、生徒をみる視点の変容につながっている。記録のとり方や、会の進め方、さらに関係機関との連携の仕方も明確になってくるので、非常にありがたい。

会長 ▶ 今ご指摘があったように、SCとSSW、SSWがすべての学校に配置されているわけではないが、この二人が顔をあわせて、それぞれの専門性をいかしあう。もちろん、教員は教育の専門家として、そこに「社会資源」という言葉もあったが、関わっていく。学校が主体であるわけだが、そういう意味では非常に連携がうまくいっている。

▶ 最初に原田委員よりご指摘があったように、SSWも一人で伊丹市全域、SCも事業としたら各学校に配置されているが、時間的にかなり制約がある。今現実にはどれくらいか。

鈴木委員 ▶ SCは一週間に1回。1日8時間だったのが6時間になった。

会長 ▶ 国のほうも7月2日にいじめ問題の対策連絡協議会が発足した。私は基本方針の策定のつながりがあり、委員になったが、基本方針を作っているときに、実は福祉の専門家というのは入らなかった。しかし、今回協議会が進むにあたり、臨床心理士会の職務団体の代表の方も、社会福祉士会、精神保健士会の代表の方も入ってきた。それは、法にも基本方針にも、「学校に作る組織に心理福祉の専門家を入れるように」と書いてあるからである。心理・福祉双方の専門性を生かしていじめ防止に取り組んでいくということが、かなり具体的に進み始めていると感じている。

▶ そういう意味で心理・福祉それぞれの専門性を生かし、変な縄張り意識にならずに、顔をあわせて、子どもを真ん中において、「この子のために何ができるだろう」という方向性を考えていくというのが今の話を聞きながら大事かと思った。

▶ SSWの仕事については、今、説明をいただいたが、「家庭・保護者への支援」ということがいじめ防止にきわめて重要だというご意見をいただいている。そのあたりについて少し、ご意見をいただき、いじめ防止の市の基本方針に、どのように活かしていくのか、ということも含めて議論を進めていきたい。

- 吉田委員 ▶ 朝ご飯を準備できない家庭がある。そこには、いろんな背景があるが、朝ご飯は、子どもの健全な成長に欠かせない、重要な生活リズムとして言われている。幼稚園でも一生懸命訴えているが、この背景を抜きにした「早寝早起き朝ごはん」という一辺倒なスローガンではいけないと改めて気づかされた。木村委員の話の中にもあったが、幼児は保護者と、小学校中学校以上に一体化したものがはっきりと見える。だから、保護者に対して、家庭に原因を押し付けたような状況では何も進展がない。
- ▶ こども家庭センターにもお世話になっている子どもがいるが、朝ご飯を食べて来ずに、9時半10時には青い顔でふらふらしている。あまりにひどい状況だったので、食べるものを与えることにした。それを、親の自尊心を傷つけないように伝えた。その子どもの様子を知らせることで、何か食べてから来るように変化してきているところだが、予断を許さない状況である。
- ▶ 保護者が変われば子どもが変わるということはわかっているが、私は職員には子どもを変えて、保護者の理解を得ようということを言っている。子どもが変わるとするのは大変親が喜び、生きがいに通じるし、育児の楽しさに通じる。集団教育の中で愛着関係も教師がとらなければならないし、チームで取り組まなければならないことだが、「子どもを変えて、保護者に理解してもらおう」ということを合い言葉に取り組んでいる。
- 会長 ▶ それぞれの発達段階に応じて、家庭あるいは保護者の果たす役割もまた違ってくるかと思う。先ほど、関係機関や学校の先生は、「心理・福祉・教育の専門家」と言ったが、そういう意味では「保護者は子育ての専門家」である。だから、お互いに尊重しながら、その資源を活かして、子どもにとって何が最善かを考えて進めていくということが大事だと言われた。いじめ防止につなげていくという観点で、他に保護者への支援等ということで何か意見があればお願いします。
- 太田委員 ▶ 皆様の手元にリーフレットがあるかと思う。教育委員会が保護者や地域への啓発という形で昨年度から作っている。学校でも子どもたちにこれを指導しようということだが、やはり私たちは以前から、子どもたち、先生方、保護者や地域の方への「アピール」という観点で作っている。リーフレットをただ、作るだけではないので、活用していかなければならない。ここにはいろんな立場の皆様がいるのでご意見をいただけたらありがたい。
- 会長 ▶ リーフレットには子ども、先生、そして保護者や地域の方も含めて、「子どもたちを支えるすべての皆さん」への呼びかけを掲げている。保護者に対してこれを配れば終わりではなく、どのようにいじめ防止という観点で協力をとりつけていくのか。先ほど木村委員の話の中でも、重要なアセスメントの前にまず情報を集めているという話があった。学校での子どもへの気づき、それから、家庭では保護者による、ご自身の子どもへの気づき、こういうものが重なりあっていけば、子ども理解が進んでいくし、いじめの早期発見ということもできるのではないかと考える。
- 鈴木委員 ▶ もっと全般的なことになるが、手元のリーフレットには、保護者に向けての中で、「学校の先生に相談しよう、関係機関に相談しよう」と書いてある。これは常に、保護者と学校が綿密な連携・連絡をとるとのことかと思う。しかし、先生の忙しさがいろいろところで言われており、保護者は遠慮して、学校に電話をするのも、職員室に入るのも、二の足を踏む方がいると言われる。さらに気の弱い方もいらっしゃる。何かあれば堂々と何でも言いに行く方がいる反面、先生の忙しさなどを危惧し、少し遠慮をされる保護者がいることも確かである。
- ▶ 保護者には、「自分がクレーマーと思われないか」という不安もある。SCと個別に相談室で会って打ち解けると、そういうことを言う保護者の方もいる。世間であまりにも言われすぎて、その反対の弊害が出ているのかもしれない。不登校にしろ、いじめにしろある種の問題を持っている子どもの保護者というのは、自分の育て方が悪かったのではないかとか、家庭が悪いのではないかとかというような後ろめたさを持っている。そのような状況で問題行動が出ると余計にそういう後ろめたさが出てきて、なかなか学校に相談に行きにくくなるようである。
- ▶ 学校は仕事の忙しさもあるが、保護者の遠慮のような気持ちを認識して、「いつでもお会いできます」、「いつでもどんな話でも聞きます」というような姿勢を持ち、そして学校が常にアピールしなければ、うたい文句だけで終わるのではないかと感じる。反対に気の強い保護者はクレーマーと言われないかと気にして、先生に言わない方もいることも事実なので、このへんの認識もいらないか。
- 太田委員 ▶ まず、今の2点のご指摘は本当に最近はそのなのだろうと感じる。新聞報道でも中学校の先生が忙しいということが出てしまう時代である。学校評価などでも、「学校は相談しやすいですか」という項目があり、私たちもそれはよく注視はしている。そこで、先生たちが普段から細やかな人間関係を築くということと、SCがいるとか、担任の先生だけでなくいろいろな窓口があるということを知らせることも大事かと思う。

- ▶こういったリーフレットを配られても、この相談の部分しか見ていないことも多いので、相談の部分だけを出すとか、また、リーフレットを、「病院や子育て関係のところに置いてもらえれば見るのに」という話が他の会議でもあった。できるだけ学校が外に開いている姿勢と、相談窓口がいっぱいあるんだということを啓発していかねばならないと思っている。
- 会 長 ▶保護者の立場で発言をいただけるとありがたい。学校が、敷居が高いというのは大分かわってきたが、「先生は忙しいのではないか、こんなことで相談していいのだろうか」と遠慮してしまうことはあるのか。
- 吉 田 委 員 ▶ずっと過去の話になるが、学校に言いたいことがあっても、自分も仕事をしているので、先生が学校にいる時間にやりとりができない。思いをつらつら書いたが、その書いたところをきれいに破った経験もある。
- 山 本 委 員 ▶「子どもが見えないところに、子どもを託す」という、乗り越えていけない壁みたいなものを学校に感じたことがある。担任とコミュニケーションをとれていないため、余計に今もしこりが残っている。そんなことはどなたも多少あるかと思う。保護者の中には、「小学校が忙しそうだから」と言って幼稚園に、2年前に送り出した子の保護者が来るケースもある。
- 山 本 委 員 ▶私の子どもがいじめにあったときには、どの立場で行きましょうと校長に相談した。教師の立場で行くのか、保護者の立場で行くのか。立場によって、言い方が違うと思う。
- ▶学校に、ぱっと来られる保護者と、来られない保護者がいる。だから学校では、「いじめを含めた生徒指導は攻めである」と常々言っている。何かあったら家庭に連絡しなさい。トラブルや事件、事故は即時、それからトラブルは即日解決ということで、気になったらすぐに連絡するように言っている。親が来るまでに解決しようとも言っている。やはり、その中で食事を食べてきてない様子、あるいは兄弟や友人からの情報で虐待が疑われる場合は、すぐに情報収集に関わって、とにかく攻めていこうと、守りではだめだということで職員には言っている。
- ▶リーフレットについては、何か事件が起きると出すのではなく、やはり親の教科書ではないが、保護者向けにそういう一冊にまとめたものがあれば、保護者にも物が言いやすいと感じる。いじめについてはこうですよ、それから朝ご飯についてはこうですよといったものが、学校ごとに出すのではなく、伊丹市としてこういうのをがんばっていこうというのが出るとよい。そうすれば、親もいろいろそれを読みながら、いじめられていたらこうしたらいいのかというのが分かってくると思う。学校ナビというのは各校出しているが、そうではなく、伊丹市としての保護者ナビを、リーフレットのような形で単発的に出すのではなく、一括で出しておけば学校の方もデータはこうなっているとすべて分かるので、そうしていくべきだと考える。
- 会 長 ▶いじめの問題に関して、学校はどうやって外に開いていくか。今、山本委員から、学校は、相談を待っているのではなく、困っている状態があれば攻めて出ていくべきという意見があった。やはり、学校にある程度関係している人間は学校というものに入っていくやすいが、先ほど鈴木委員のご指摘では反対に、そうではない(敷居が高いと感じている)保護者も結構いるのではないかと。まだ学校は外に開ききれていないのではないかとのご指摘だったと思う。そのへんをやはり考えていくのが、今回のいじめ防止、社会総がかりでということの一つのポイントだと思うが、そのへんいかがか。
- 木 村 委 員 ▶精神的にしんどい保護者と関わることがあり、保護者が自分のことだけで精一杯で、例えば子どもが学校でいじめられていることすら気づかないということもある。山本委員も言われたが、そういう保護者の場合、保護者から相談してくるということはほとんどないので、やはり待ちの姿勢ではなく、学校の方から伝えていくことが必要だと感じる。学校とうまくいっていない家庭もあるので、私が入ったケースもあるし、例えばSCに入っていたりとか、違う関係機関の相談員に入っていたりすることも考える必要がある。
- 会 長 ▶せっかくリーフレットが作られても、相談して気づきを重ねようといっても、実際にそれが動いていかないと意味がない。そのために何ができるのだろうか。皆さんのご意見では、まずは関係づくりが一つ大事なことだと考える。
- 木 村 委 員 ▶こういうリーフレットはどのように学校で配られるのか。子どもが持って帰るだけになるのか。
- ▶例えば参観のあと懇談会などがあるが、保護者が来ているときにリーフレットを一緒に使って、「関係機関にはこのようなものがある」とか、具体的に紹介したりとかはできないか。

- 山本委員 ▶中に子どものことがある場合は子どもに指導をする。しかし、1年生などには難しい。だから保護者あてに持って帰らせる。子どもに立ち入った内容である場合、担任が読んで、そして持って帰らせるという形をとっている。
- ▶対象の児童がいる場合は呼んで、「お母さんこういうのありますよ」と紹介するが、全体の中ではなかなかそういう時間をとるのは難しい。だから、先ほども言ったが、一冊になればいろいろなのがその一冊を話題にできる。学校に一冊そういうものがあれば、「こんなのがありますので」と説明できるが、その都度出ると、その場限りになってしまう。だから、できたらまとまったものがあればいいと私は感じている。
- 会長 ▶保護者会全体で情報を流すとか、入学した時点で伊丹市のものとして配って説明をするとか、何かそういう機会があるといいというご指摘であるし、学校もそのほうがやりやすいところがあるということかと思う。
- ▶いじめが一つの切り口だが、いじめだけではなく、子どもがどう健やかに成長していききとしていくかということが一番大事なところだと思う。
- 鈴木委員 ▶山本委員が、「積極的な相談」について話され、とてもいい意見だと思った。私も教育委員会時代に「出かける教育相談」を行ったことを思い出した。私は昨日、ある中学校で、いじめについての講話をした。その話の一つに、先日の長崎の事件を話した。あのとき、クラスメートのほとんどが「ひよっとしたらこの子自殺するのではないか」というようなことを思っているが、生徒は担任の先生や周囲の大人には伝えなかった。生徒たちに伝えなかったことは、「君(生徒)らがもし先生に言えば先生は必ず動いてくれる。だから必ず言いなさい」ということ。よく新聞資料等で保護者、教育委員会、学校の見解の違いをマスコミ等が取り上げている。生徒自身も過去のいじめ事案から、「なんだそんなことぐらいで(いちいち親や先生に言って)。お前にも悪いところがあるだろう」というようなことを周囲から言われ、「親や先生には相談しないほうがいい」ということを学習してしまっている。また、親や先生に相談しても、適切な対応がすぐになされなくて、かえって「告げ口をした」と倍返しでいじめをうけることもあ
- 会長 ▶アメリカの自殺用語でアクト(ACT)という考え方があり、一つはA、「Acknowledgement」。自分も含めてだが、周りの子どもの危機に気づくということ。そして、C、「Care」。関わる、関わっていくということ。しかし、子どもが関わると一緒に落ち込んでしまうこともあるし抱えてしまう。だから大事なのはT、「Tell a trusted adult」。信頼できる大人につなごうというのが、いじめや自殺の用語で、標語に使われている。
- ▶我々(教員、親、地域の関係機関等の大人)が、子どもたちから信頼される存在になれているかどうか。子どもにとって、つなぐ気になれるような存在かどうかということも問われているということかと思う。学校はそのあたりについて努力していると思うが、それをもっと外へアピールしてもいいかという気がする。
- 山本委員 ▶虐待に関して、職員はとても敏感になっているので、すぐに情報が伝わってくるが、いじめに関しては、「悪ふざけの範囲」と勝手に判断し、教員らだけで、その指導で終わらせるということがある。
- ▶昨日も実はいじめと疑われるような事案があった。そこで、6年生の職員で指導することになった。職員から報告を受け、私は「被害の子については、どうするんだ」と尋ねた。すると職員は、「いや、もう指導しました」と言った。職員の話では、被害児童が家に帰り、どのように保護者に説明するかわからない。これらのことが今後、新たないじめにつながらないように、職員には、「まず事情を保護者に言伝えなさい」と指示した。
- ▶やはり、職員の中にも、「まだふざけ程度のことだ」と見逃していることがある。校長が口をすっぱくして言っているけどこの程度だから、他の学校でもこういうことはあるのではないかと思う。だからやはり目を光らせて、どんな些細なことでも、いじめが疑われるようなことについては先に家庭に言うておくことが大事だと思う。
- 林委員 ▶私には中1の息子がおり、部活動の中で少しトラブルがあったのか、部活を辞めたいというようなことを言った。よくよく話を聞くと、背景にあるのは、やはり人間関係。いじめではないが、部活動の顧問や、学校の先生にどのように伝えていくか。学校のどういうところに相談すればいいのか。例えば担任の先生に直接言ったらいいのか、教頭先生に言ったらいいのか、まずそこから考えてしまった。

- 会 長 ▶「相談しやすい体制をつくる」ということが大事。わが子が、「部活をやめたい」と言っている、それを「子どもの問題だから」と先生に相談していいんだらうかと、そこで親がためらってなかなか相談できない。どこへ持って行けばいいんだらうか。誰かに相談することによって何か解決に進んだり、あるいは違う問題が見えてくることもあるかもしれない。そういう意味で相談しやすい関係作り、体制作りというのが今より一層必要なのだというご指摘だと思う。
- 生 安 委 員 ▶学校の先生は、近くで子どもを見ているので、先ほど言われたすぐ動くというのはとても重要だと思うし、そういうことで子供や保護者から信頼を得ていくということがまず第一、前提になるのかと感じた。
- ▶それともう一つ、プランニング。たとえばSSWの方には、アセスメントとプランニングがあるが、我々、子ども家庭センターは、児童虐待が起きたとしても、その後の「家族再統合」を考え、虐待をした親に、子どもの安全を確保しながら、面会、外出、外泊を段階的に進めている。やはり「子どもは家庭で育つのが一番だ」ということで、そういう仕事もしている。やはり一番大事なものは、プランニングをいかに親と一緒に共有するかということになる。このプランニングがうまくいって親が本当に納得すれば、家族再統合支援というのはスムーズに行く。しかし、プランニングの段階で親が危機感を示したり、虐待認知をしていなかったりすると、これははっきり言ってストップという状態になる。そういう意味で学校、家庭、特に学校はいろいろと対策を示されると思うが、保護者と十分な意見交換をしてそういったものを作っていくのが必要かというふうに感じている。
- 会 長 ▶プランニングの段階で、親と一緒に危機をしのいでいこうという意見かと思う。そこで学校も対策を示したり、「学校はこれをやります」ということを言うだけでなく、親の思いや願いをうけながら一緒に危機をしのいでいくということが大事だというご指摘かと思う。
- 大 澤 委 員 ▶「いじめのない伊丹のまちづくり」のパンフレットを見て、本当によくできていると思う。そして、一番後に相談窓口というものが紹介されている。私は一市民として、こういうプリントが関係のところに配られたり、あるいは公民館や図書館というところに置かれていることはわかるが、なかなか一般市民がどこかに行ったときに、見つけて参考を持って帰ろうとかいうほど、広く置かれていないケースもある。だから、豪華なものでもなく、もう少し簡単なものでもよいから、「相談窓口はここここにある」とか、きめ細やかにしていただければよい。
- ▶この『いじめ防止対策審議会』という会は、いじめが原因で子どもが自殺をしたり、いろいろな問題行動が起こってきたから法律ができ、国を挙げてこれを防止するための施策を進めてきているという事実がある。その中で、この中に書かれていることを見ると保育所、幼稚園、小・中・高・特別支援学校を含めた「学校」という狭い範囲を強く表に出されることに、それでいいのかといつも思っている。
- ▶というのは、教育委員会が学校教育委員会ではなくて社会教育も含めた教育委員会だということ。教育でも、いじめの問題にしても、学校だけではとても解決できない。いろいろな実態は、先生が相談に乗ったりする中で出てくるが、今の大人社会を見ると、大人がいじめをして、子ども以上に問題がある社会であることは事実である。私は県の人権協議会と関わっていて、いじめの話し合いをする分科会を作っている。学校関係者やその関係機関、団体というように、ここにいらっしゃるような皆さんが集まって、どうしたらいじめをなくすことができるかを話し合ったりする。最近では、「いじめ」についての分科会で、どのような話題が出てくるかということ、学校の問題だけではなく、職場でのいじめの問題とか、あるいは基幹団体の役員の中でのお互いの人間同士のどろどろした関係の中でいじめがあつて困っている。そこでしか言えない、そういう話が出てくる。
- ▶この審議会には国の機関、神戸地方法務局なんかは参加されていないが、それは何か理由があるのかという点。たまたま私は要保護児童対策地域協議会の会長をさせてもらっているが、そこには法務局の支局が来て下さる。そういう立場で持っているものを話をしてもらって、我々もその話を聞いて、自分たちの組織の中に生かしていく。そういうふうには思っているが、何か理由があつてこの中のメンバーに入っておられないのか聞かせていただきたい。
- 会 長 ▶その点につきましては、事務局のほうに説明を願う。
- 春 名 課 長 ▶「いじめ防止等対策審議会」につきまして、ただいま構成メンバー等あるいは関係機関との連携についてご質問をいただきました。「いじめ防止等対策審議会」につきましては、伊丹市のいじめ防止対策の取組の中核をなす組織であるということで、多くの関係機関の参画をいただくことを中心としてメンバー構成のほうを考えさせていただきました。ただし、実効的な組織であるべきであるということで、人数のほうはできるだけ最小限でといったような制約もあつた次第です。

- ▶ そのこともあり、伊丹市では「いじめ問題対策連絡協議会等条例」において、「いじめ問題対策連絡協議会」という組織を子ども未来部が庶務を担当いたし、設置をしております。この「いじめ防止対策審議会」での協議をへて、ご提案いただきましたことについて、「いじめ問題対策連絡協議会」という組織へ周知徹底をしております。そちらでさらに、関係機関についてどのように下ろしていったらいいのかということと協議していただくといった次第です。
  - ▶ さきほどご質問にありました、例えば法務局といった機関については「いじめ問題対策連絡協議会」の構成員になっております。関係で端的に申しますと、この「いじめ防止等対策審議会」で、取組について具体的にいろいろな立場からご意見をいただいで、決めてまいります。そこで出していただいた提案について「いじめ問題対策連絡協議会」が、各公務員、各機関のほうに実効的な形で下ろしていく。というような役割分担と形になっておりますのでご理解いただけたらと思います。以上です。
- 会 長 ▶ よろしいか。組織が大きく3つある。望ましい規定だが伊丹市は法に忠実に実効的なものを作り上げてきているということで、我々ここで伊丹市のいじめ防止の進み具合、あるいは進め方といったことについて審議をし、それをいろんな形で提案をしていくというそういう役割かというふう思う。
- 田 中 委 員 ▶ いじめいじめと言われているが、我々の時代、今のようないじめはなかった。昔のいじめと言えば、もっとストレートな力によるいじめだった。確かに私の子どもも経験している。が、子ども3人育てて、今皆片付いて、今孫がいじめられるような年代の環境にいる。
- ▶ 昔と今と何が違うかと言ったら、「家庭の環境」が違うと思う。我々は学校へよく行って、親がもっとしっかりしなければならぬと話す。何でも学校の先生に頼るのではなく、家庭の中で親というものがどのようなものであるか子どもに示さなければならぬと話す。そのあたりさえきちりしておけば、いじめとかは出てこないと思う。
- 佐 藤 副 会 長 ▶ 最近地域の方から苦情に、生徒の様子がおかしいよというような連絡が最近出てきている。見に行くと、本校の生徒であるとか、他校の生徒であるとかわかるようになってた。これは、地域の方々の子どもの見る視点が変わってきた証拠だと思う。それはやはり、大津の事件で大々的にいろいろな報道がなされて、その意識に関わっているのではないかと感じている。
- ▶ それと並行して本校は、地域によって支えられているという認識をしているので、できるだけ地域行事に学校が参加していこうと職員に伝えている。そこで、地域でいろいろな活動をしている、がんばっておられる方々と、関係が深くなっていく。他愛ない話でも密接な関係作りができて、いじめなどのいろいろな事象に関わること、特に生徒指導に関わること、不登校に関わることという情報が入ってくる。これはとても大事なことだと思った。
- 原 田 委 員 ▶ 私は自治会の代表で出ている。子育ても終わり、本当に地域の一員という感じである。ここに「保護者同士のつながりを多く持ちましょう」と書いてあるが、保護者同士のつながりというのは確かにしないといけませんが、保護者同士がグループを作り、その中で仲間外れを作る。例えばお勤めをされている人には情報を入れないこともある。個人情報保護を間違っていると捉えていると思うのだが、学校でも生徒名簿や連絡網等を配布しない、開示しないということで、緊急のときに連絡のとりようがなく、家に行かなければわからないというようなことになっている。親同士の間でも「家を知らない」「電話番号を知らない」「どこの子かわからない」ということになっている。
- ▶ 地区懇談会も我々が子育てをしていた時には、先生方も参加し、地域に関わる問題を先生、保護者も一緒に、努めている人も参加できるように夜の時間帯に行われていた。いつの頃からかそういうものがなくなって、今はごく一部の人が集まれる時間集まり、学校の中で行われている。地区懇談会に参加する方たちというのは、いつも情報を共有できている人たちで、参加できない人をどうするかというのが大切である。学校の先生も忙しいとは思いますが年に1回か2回ぐらい、地域に入って行って地域の人の声を聞いていただけたらと思う。
  - ▶ 先日、地域の学生が絡む問題を校長先生にお話しして解決していただいた。私は比較的そういうことを心配せずに学校に出て行くほうなのだが、私たちと同じように地域で活動している人でも、なかなか学校には壁がある。だから地域地域と言われるが、地域とは何だろうといつも感じながら活動している。

- 生 安 委 員 ▶ 子どもというのは、学校、家庭、地域の連続性の中で生活している。昔ならば「挨拶運動」のような形で、子どもたちが自発的に知らない人たちにも挨拶する、それについては賛否両論あると思うが、「こんにちは」とか「おはようございます」とか向こうから来る子どもに声をかけられたらうれしい気持ちになる。地域を活性化させるために、例えば、昔のような挨拶運動みたいなものを進めていくのはどうだろうか。最近では地域の大人も閉鎖的になっている中で、人間関係の基本である挨拶を、地域で習慣づけるような形で進めたらどうかと考えている。
- 佐 藤 副 会 長 ▶ 挨拶は本当に教育の基本でもあり、生活の基本でもある。今、伊丹市では中学校校区単位で「すこやかネット」というところで、学校、保護者、地域それから子どもを含めて挨拶運動を行っている。根付いているかどうか別として、大事なものだということで、どことも行っていると思う。
- 岡 野 委 員 ▶ 先ほど、林委員が言われたが、子どもが悩みを抱えたとき、誰に相談していくか、誰に訴えるかということで、よく考えてみればチャンネルはたくさんある。学校や警察もある。それから法務局も弁護士会も受付けている。その中で一番重要なチャンネルはやはり学校である。その学校が悩みを受け付ける体制がちゃんとできているのかどうか。もちろん努力をしているとは思いますが、例えばいじめをはじめとする悩み事相談受付係というものができて、それを皆に知らしめれば安心して相談できるのではないかと思う。
- 会 長 ▶ 窓口を作って示していく。ではどうぞ。
- 鈴 木 委 員 ▶ 今のご意見、本当にそうだと思う。信頼できる相手であり、なおかつ鋭い感性で受け止めてくれて動いてくれる人でないと、なかなか内面のことを相談しにくいと思う。
- ▶ そういう点では、頃から顔なじみの担任の先生が一番かと思うのだが、担任の先生との関係がうまくいっていないケースもあるので、担任以外の先生で「きちんと動いてくれる」と期待できる先生でないと、なかなか相談しにくいのではないかと思う。
- 会 長 ▶ 担任の先生以外のチャンネルも必要ではないか、と同時に信頼される大人になるということがまず大事だというわけだが、担任の先生がいない教室でいじめが起きることが非常に多い。大人の目がなくて。授業の中では起こる場合は滅多にないが、休み時間とか給食の配膳のときとかいろいろなところで起きてくる。全部を監視するような社会はいやだが、子どもが安心できるような目が届いている社会になっているといいという気がする。そして、そういうことを地域でたくさんおやりになって下さっているということは強く感じた。
- 教 育 長 ▶ 岡野委員から「チャンネルはたくさんあるが、学校におけるチャンネルが一番大事だ」というご指摘があり、私も全く同感です。昨年度から学校に、いじめ防止のための相談窓口の担当者を決めることとした。相談窓口については今言われた、相談しやすい相手、受け止めてくれる相手ということで、管理職でも、養護教諭でも、また学級担任や生徒指導担当でも誰でもかまわない。学校の中でその機能を最も果たしやすい資質を持っている人を選んで下さいと教育委員会は学校に周知しています。担当の名前は挙がってくるが、どのような方になっているのかについては学校側からご紹介をお願いしたい。
- 山 本 委 員 ▶ 担任が最前線で子どもと親に接しているので基本は担任である。相談窓口の担当者はいるが、何かあったときにはそこへ相談しているが、実際は親にしても、誰にしても、担任の次の相談先は管理職になっていると感じる。担当窓口がわかったところで、そこに直接相談を持ちかけることはないと思われる。保護者にとって担当窓口は、「学校の中の誰」かであり、そこに電話して相談をするという勇氣は保護者にはないと思う。
- 会 長 ▶ そうするとあまり機能していないということになりますが、中学は。
- 佐 藤 副 会 長 ▶ 中学校は教育相談部という組織があり、教育相談部の担当が窓口としてとりまとめをしている。しかし、実際は子どもにとって一番話しやすい人に、保護者にとっても一番相談できる人に相談を持ちかけている。例えばそれが、一番話しやすい小学校の先生であったり、小学校にずっと関わっていただいて、中学校に進学してもなお未だに何かあったら相談するという保護者もいる。そして、小学校からすぐに連絡が入る体制にはなりつつある。相談窓口を設定しても、そこに集まるかどうかは難しいところである。しかし、相談窓口を提示をして、相談が必要だなという意識を全体が持つということが大事ではないかと思う。

- 教 育 長 ▶ いじめについては、未然防止や早期発見ということがとても大きなウェイトを占めると思う。相談窓口というのはそういう目的で設けたのだが、機能していないということがよくわかった。機能するためには、どのようなシステムを作ったらいいのかを考えていただけたらありがたい。
- 山 本 委 員 ▶ 組織はあるが、そこで相談する、対策を練るといことになっていくと思う。やはりいろいろな情報が入ってくるが、それを担任レベルで対応できる、学年レベルで対応できる、あるいは大きなものについては学年をまたぐような場合は相談窓口へ相談したりするが、なかなか保護者の立場に立つと担任以外話しにくいだろうということも考えられる。
- ▶ 一番困ったのは中学校のある部活に所属している保護者が本校の校長室に相談に来たこと。さきほど部活をやめたいという相談があったが、小学校に持ってこられても中学校の部活のことはわからない。わからないけれど相談に乗らなければならないということで相談を受けて、先輩後輩の間でいじめがあるということについては、中学校に行って相談されたらどうか、中学校の管理職に相談されてはどうかと勧めた。しかし、一番話しやすい人が誰なのかというと、保護者にとっては小学校や幼稚園の先生であるかもしれない。幼小中の連携で、情報交換ができる体制を作らなければならないと思う。
  - ▶ そして相談窓口は、幼小中どこから相談されても受け入れる体制を作り組織が機能する。そういう形を作っていかなければならないと思った。
  - ▶ もう一つ、私の経験で、ある子がいじめられていて、その保護者が学校に電話してきた。「うちの子は相手から5発も6発も蹴られています。うちの子に責任があるならば謝らなければならないと思うし、そうでなければ事情を聞きたいので、蹴った子の電話番号を教えてほしい」と学校に連絡があった。しかし学校は個人情報を与えるわけにはいかない。なのですぐに学校は問題を抱えてしまう。全てのことを学校が抱えたり、反対に保護者だけに任せることはできないので、学校はちょっとしんどいなど感じる。以前のように、連絡網を作って事前に配布しておく、このような問題が起きると「保護者同士で確認をしてください」と言えればいいと思うがそれはできない。あまりに学校、学校、学校と言われすぎていて、確かに、聞き取りや指導等は学校を通じて行うのだが、もっと成熟した社会にしようと思うと保護者同士が何とかするか、地域の人が入って相談するとか、そういったことをしていかないと学校がパンクしてしまうと思う。
- 会 長 ▶ 今回法ができたのは、問題を「親に任せておけない、学校にも任せておけない、だから国がやる」というのが、この法ができた大きな背景だと思っている。そういう意味で、私は学校、教育関係者としては情けない思いと忸怩たる思いがある。法ができたことに関して評価はしているが、今皆さんからご指摘があったように、子どもは鏡のように大人の社会を映す。職場や地域でいじめがある、保護者同士でも仲間外れをつくると、だからいじめの問題は子どもの問題だけではなく、我々大人の社会も含めた社会の成熟度を示している。そういう意味で「公的な権力の介入によってでない、いじめは止まらない」ということが、今回の法の制定だというふうに私は理解している。
- ▶ だからもう一度、保護者同士でトラブルの解決を任せるようにしていくためにはどのようにしたらいいのか、いじめを組織として受ける窓口はあるのだが、「担任の先生に相談しづらいと思ったら、ここに相談していいんですよ」というところが学校の中にも学校外にもチャンネルとしてあっていいと思う。
  - ▶ 学校に負担がかかっているのは、ある意味当然というか、非常に厳しい状況にあるというふうに私は思っている。小学校で、前も言ったかもしれないが、〇〇教育、情報教育、国際理解教育、環境教育というのが50いくつある。スクラップアンドビルトではなくて、ずっとビルトアンドビルトである。そこでまたいじめ防止の基本方針を作れ、組織は必置だといっているの、現場の負担感はあると思う。だけどこれを契機に、もう一度学校の生徒指導の在り方とか、地域との連携とか、家庭が何をやるんだろうか等、議論をしないままに進んできたと思う。
  - ▶ 今回この法ができて基本方針を策定している中で、議論をやることで学校を見直したり、地域の活性化につながったらよいと思っている。
- 生 安 委 員 ▶ 児童虐待の場合、10年前に要保護児童対策協議会というのができて、これは三者構造なのだが、本当によく機能している。もともとこども家庭センターだけが引き受けていたのだが、市町に下ろして各地域の方の見守りも入れながら、要保護児童対策協議会を作った。だからいじめに関しても、こういう審議会も必要だが、ケースの部分で、そういった要保護児童対策協議会みたいなものを提案できないかと思う。

- 会 長 ▶ 要保護児童対策協議会にあたるような何かもっと実効的な形を作っていくということになるでしょうか
- 生 安 委 員 ▶ 話を聞いているとやはり学校、こどもセンターもそうだが、地域もまだバラバラの部分があるので、そういう仕掛け作りみたいなものを伊丹市から発信できたらというふうに考えている。
- 鈴 木 委 員 ▶ とても素朴な意見だが、ある保護者向けの研修会のご意見で、学校でいじめが起きて、その加害者、被害者は登下校中に加害被害の状況になっている。ご近所の方は見ている。しかし大きなことになるまで誰も加害者側の親に「お宅の子どもこんなことしてるよ」みたいなことを言っていかなかった。これは、先ほどの個人情報やプライバシーを過剰に意識し、お互いに遠慮があるのではないかと。私はその時のコメントで、「子どもが健全に育つことについては遠慮はいらない」と言った。もし何か相手側のほうから放っておいてくれと言われても、子どもに対する一生懸命の熱意が伝われば、それは克服できるのではないかという意見も申し上げた。
- 会 長 ▶ 学校側は閉鎖性を打破し、開かれた学校をみんなで支えていこう。地域、保護者、関係機関みんなで支えていくということが一点大事な視点で意見が出てきたかと思う。
- ▶ それから、いじめの問題は我々大人が問われているんだということ。こどものいじめ防止の問題について話しているが、子どもが悪いとか、家庭が悪いとか、地域が悪いとか学校が悪いではなくて、我々との関係性の中でいじめの問題も浮かび上がっている。地域と子ども、学校と子ども、関係機関と子ども、その関係性を大人である我々自身が問われているのではないかと思う。大人は子どもの見本であり、こどもは我々を見て育っているところもある。子どもが困っているときに相談できる大人、信頼できる大人に我々がなっているのかということも問われている。大人同士のつながりがあるのかないのか、というようなことも含めて、問題が出されたと思う。
  - ▶ ただ、ここで審議をしてきれいごとを言うだけではなく、実効的に会議を作ってはどうかという意見も出てきた。リーフレットも一枚物ではなくそろえたらどうかと。あるいはこれはとても大胆かもしれないが、個人情報ということに縛られすぎていて、保護者同士のつながりが足りないのではないかと。いろんなことが出てきた。そういうことを審議しながら、全部が具体的に反映できるかどうかわからないが、反映できるところを反映して、子どものいじめ防止というところから少し伊丹市全体を元気にさせるようなことをここから発信できればいいなというふうに思う。
- ▶ 【次回審議に向けて事務局に依頼】

以上。